

第69期 中間決算公告
平成23年12月22日

東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 奥野 順

中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	558,056	預 金	9,326,529
コールローン及び買入手形	5,856	譲 渡 性 預 金	298,300
債券貸借取引支払保証金	6,728	コールマネー及び売渡手形	110,450
買 入 金 銭 債 権	100,086	売 現 先 勘 定	18,547
特 定 取 引 資 産	47,125	債券貸借取引受入担保金	648,420
金 銭 の 信 託	2,187	特 定 取 引 負 債	10,951
有 価 証 券	2,869,543	借 用 金	659,422
貸 出 金	8,844,895	社 債	262,295
外 国 為 替	1,079	信 託 勘 定 借	700,727
そ の 他 資 産	261,868	そ の 他 負 債	169,458
有 形 固 定 資 産	120,871	賞 与 引 当 金	2,587
無 形 固 定 資 産	26,900	退 職 給 付 引 当 金	1,692
繰 延 税 金 資 産	145,098	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	178
支 払 承 諾 見 返	290,863	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5,130
貸 倒 引 当 金	△ 46,334	偶 発 損 失 引 当 金	7,306
		移 転 関 連 費 用 引 当 金	223
		繰 延 税 金 負 債	1,970
		支 払 承 諾	290,863
		負 債 の 部 合 計	12,515,056
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	399,697
		資 本 剰 余 金	149,011
		利 益 剰 余 金	191,430
		株 主 資 本 合 計	740,140
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,155
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,209
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 16,537
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 2,063
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 23,547
		少 数 株 主 持 分	3,177
		純 資 産 の 部 合 計	719,769
資 産 の 部 合 計	13,234,826	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,234,826

中間連結損益計算書

〔平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	143,122
信託報酬	5,097
資金運用収益	76,590
(うち貸出金利息)	(50,008)
(うち有価証券利息配当金)	(23,862)
役員取引等収益	35,420
特定取引収益	1,838
その他業務収益	18,218
その他経常収益	5,957
経常費用	122,636
資金調達費用	27,560
(うち預金利息)	(18,745)
役員取引等費用	5,315
特定取引費用	212
その他業務費用	6,413
営業経費	58,483
その他経常費用	24,651
経常利益	20,485
特別利益	13
固定資産処分益	13
特別損失	2,379
固定資産処分損失	187
減損損失	1,042
統合関連費用	1,149
税金等調整前中間純利益	18,118
法人税、住民税及び事業税	1,365
法人税等調整額	357
法人税等合計	1,723
少数株主損益調整前中間純利益	16,395
少数株主利益	682
中間純利益	15,713

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 13社

主要な会社名

Chuo Mitsui Trust International Ltd.

中央三井カード株式会社

中央三井信用保証株式会社

なお、Chuo Mitsui Investments, Inc. 及び Chuo Mitsui Investments Singapore Pte. Ltd. は精算により当中間連結会計期間より連結範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 2社

主要な会社名

日本株主データサービス株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 11社

② 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社及び主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、上記の他、東日本大震災における影響について合理的に見積った上で必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,332百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他資産」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

当社及び国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原

価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジあるいは時価ヘッジを行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

会計方針の変更

当社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社との経営統合に伴い、企業集団内の会計処理の統一を目的として、当中間連結会計期間より「偶発損失引当金」に含まれる信託取引等に関する引当金のうち、当社の債権に対する回収不能見込額に相当する部分を「貸倒引当金」として表示することとしました。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用しておりますが、当期の期首における純資産額に対する累積的影響はありません。

表示方法の変更

（中間連結貸借対照表関係）

従来、「偶発損失引当金」に含めておりました「預金払戻損失引当金」は、当社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社との経営統合に伴う表示方法の見直しにより、当中間連結会計期間より「睡眠預金払戻損失引当金」として独立掲記することとしました。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
1,256百万円
2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものが6,432百万円あります。これらは、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,696百万円、延滞債権額は43,081百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は263百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額31,981百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,023百万円あります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,599百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	1,065,021百万円
貸出金	609,000百万円
その他資産	69百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,607百万円
売現先勘定	18,547百万円
債券貸借取引受入担保金	648,420百万円
借入金	565,870百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 563,044百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は7,647百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,866,582百万円であり

ます。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,719,375百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,021百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 88,084 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 92,500百万円が含まれております。
13. 社債は、永久劣後特約付社債89,295百万円及び劣後特約付社債173,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は133,387百万円であります。
15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託789,678百万円、貸付信託178,667百万円であります。
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は16.09%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,203百万円及び償却債権取立益928百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,112百万円、貸倒引当金繰入額1,651百万円、株式等売却損1,533百万円及び株式等償却12,192百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 4,948百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	558,056	558,056	—
(2) コールローン及び買入手形	5,856	5,856	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	6,728	6,728	—
(4) 買入金銭債権 (* 1)	100,016	100,919	902
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	31,068	31,068	—
(6) 金銭の信託	2,187	2,187	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	226,762	225,407	△1,354
その他有価証券	2,417,280	2,417,280	—
(8) 貸出金	8,844,895		
貸倒引当金 (* 1)	△38,014		
	8,806,881	8,871,381	64,500
(9) 外国為替	1,079	1,079	—
資産計	12,155,915	12,219,963	64,048
(1) 預金	9,326,529	9,358,008	31,479
(2) 譲渡性預金	298,300	298,300	—
(3) コールマネー及び売渡手形	110,450	110,450	—
(4) 売現先勘定	18,547	18,547	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	648,420	648,420	—
(6) 借入金	659,422	662,850	3,427
(7) 社債	262,295	268,029	5,734
(8) 信託勘定借	700,727	700,727	—
負債計	12,024,693	12,065,334	40,640
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,379	10,379	—
ヘッジ会計が適用されているもの	9,689	9,689	—
デリバティブ取引計	20,068	20,068	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額してお

ります。

- (※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3)債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託の受益権証書についてはブローカーの価格によっております。それ以外の債権については、原則として、内部格付・期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いた価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会の公表する価格等によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、ブローカーの価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

有価証券のうち、株式については取引所の価格により、債券については、私募債は内部格付・期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いた価額等により、それ以外の債券は日本証券業協会の公表する価格又はブローカーの価格等によっております。投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、

時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における取得原価から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は取得原価と近似しているものと想定されるため、取得原価を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する満期のない外貨預け金（外国他店預け）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間等に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割引いて算定した現在価値によっております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

譲渡性預金は、すべて預入期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて算定した現在価値によっております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のもの等は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

社債については、日本証券業協会の公表する価格等のほか、市場価格がない場合には社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割引いて算定した現在価値によっております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、中間連結決算日に要求された場合の返済額（帳簿価額）を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、金利スワップション等）、通貨関連取引（通貨スワップ、通貨オプション等）、その他取引（クレジット・デリバティブ）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

金融派生商品のうちクレジット・デフォルト・スワップについては、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、クレジット・デフォルト・スワップの市場価格の価格推移時系列比較、同種商品間の価格比較等の分析を踏まえ、理論値モデルに基づいて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(7)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	86,444
出資証券	128,663
外国証券	9,135
合 計	224,243

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*) 当中間連結会計期間において、非上場株式について156百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	135	136	0
	社債	21,926	22,147	220
	その他	107,140	108,103	963
	小計	129,202	130,386	1,184
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	その他	144,000	142,294	△1,705
合計		273,202	272,680	△521

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	201,046	145,634	55,412
	債券	297,023	291,084	5,939
	国債	99,955	96,909	3,045
	地方債	155	149	5
	社債	196,913	194,024	2,888
	その他	312,220	303,070	9,149
	小計	810,290	739,789	70,500
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	220,328	288,103	△67,774
	債券	984,079	989,458	△5,378
	国債	914,644	919,240	△4,596
	社債	69,435	70,218	△782
	その他	456,227	477,525	△21,297
	小計	1,660,636	1,755,087	△94,451
合計		2,470,926	2,494,877	△23,950

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式11,474百万円、その他557百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の

発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合があります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の(百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの(百万円)
その他の金銭の 信託	2,187	1,703	483	483	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 276円 4 銭

1 株当たり中間純利益金額 6 円 5 銭